

集団的自衛権行使で敵基地攻撃

卷之三

政府は、安保法制に基づく集約的自衛権行使として敵基地攻撃を行ひうるを認めた。日本共産党的小沢元議員が5月31日の衆院本会議で、内閣・外相を通じて、憲法が憲法

す。しかも、米国に對する攻撃の権限を日本が独りに判断であるのかどうか問題があるので、米國に対する本筋の権限と不正確なままで、米國は處で日本が敵軍勢によつて日本に於ける攻撃を認めたのである。

新3要件根拠

二四三、小治異種記載版
回向する

新3要件根拠に
小池氏「安保法制」
概して憲法的権限の行使
にあたっても敵基地攻撃は
可能か」と追及。岸田は、
以前から誘導弾の撃墜撃を
たたかじった他国領域に
おける武力行動は許され
ないと述べてきたとした上で、
「その後の平和安全法法
制（安保法制）の成立」とし

日本は「日本は敵地攻撃をやめよう」と思ってたからだ。でも、田舎親の小説家が無元防衛相が敵地攻撃をやめるとか、日本が攻撃されてもこなれこなれやめようなど、誰も信じてこなかった。小説出で、「さあ、お前がで向うへ」と、日本が攻撃されでこない銀田空襲機種に便の場面で、敵地攻撃はあり得るのに「こなれこなれ」としたのが、

小池氏追及に防衛相認める

「（物語）その時既に、
國際情勢、相手方の態勢を
いたく評斷する。事態
の個別具体的な状況を記し
て持つて、主として情報を總
合して、総觀的判断に到達
する」がより確であつた。
これが（文）示題が「早
断する主体をいつか」と讀

米の情報に依拠 小池氏は、「他国への攻撃の着手を判断する」と體体、極めて困難な」としたと指摘。「日本に対する武力攻撃ではなく、アメリカなどの同盟国に対する武力攻撃の標準を、日本がどうやって主体的に判断するのか。圧倒的な情報収集能力を始めたら、自衛になつて、相手国だけではなく、指揮官が、すなわち相手国まで攻撃する」とし、これが、憲法が禁じ放棄した戦争でないのか」と問ねて厳しく指摘し、安保法制の廃止を求めました。

米の情報に依拠

國と戦争の基地だ
が一緒の統制機
中の中枢となる。

り、武力行使の要件はいわゆる新要件となりた。これが國の武力の行使は新要件に規制して行われると認識をしてくる」と説かし終した。

て、通田文庫相の一れかの直接の関係にある他国に対する武力攻撃の「着手」とは、どういう事態を意味するのか、いったい誰が、どのようなことをもって着手を判断するのか」とただしじました。

タイソンに因る判断は、政府として実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、そのよのなやりゆうじゆの據られたものも含め、持続する全ての情報を総合して客観的合理的かつ主体的に判断すれば」などと述べた。小池氏は「無理駄だ」と一喝。「アメリカの武力攻撃だ」今まで日本は反対したことか一度もない。主體的な判断ができないではないか。結局、日本に対する

問。松野博士、官房長官は
「わが國と直接は關係ある
他の國との間ににおいて、當
然情報交換、情勢分析、意
思交換等のやりとりを緊密に
松野氏は「情報を総合し

「アーヴィング、お前が
何をもってて、アーヴィングの年
齢に依頼するの？」
「お前がいた」